

## 日本標準産業分類第 14 回改定基本方針

令和 3 年 6 月 29 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

### 1 改定の背景及び必要性

日本標準産業分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産業別に表示する場合の基準として昭和 24 年 10 月に設定され、以来、我が国の経済・社会等の変化により生じた産業の実態に適合させるため、これまでに 13 次にわたる改定が行われてきた。また、その間、平成 21 年 3 月には、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「統計基準」（公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的基準）として、設定されたところである。

その後、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、日本標準産業分類については、令和 5 年度までに、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行うこととされ、また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね 5 年ごとに改定の必要性を検討する」こととされ、「特に日本標準産業分類については、SUT 体系への移行に向け、必要な改定に取り組む」こととされた。

我が国の産業構造は、情報通信技術の高度化、経済のサービス化等が一層進展する中で、事業経営の多角化、流通構造の多様化、製造業のファブレス化、業務のアウトソーシング化、シェアリングエコノミー（共有経済）の進展など、経済活動の多様化等により、著しく変化している。この結果、日本標準産業分類については、これらの変化に的確に対応することが必要となっている。

なお、今後、実施が予定されている国勢調査、経済センサス等の大規模な統計調査において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するためにも、産業構造をより良く反映した日本標準産業分類とする必要がある。

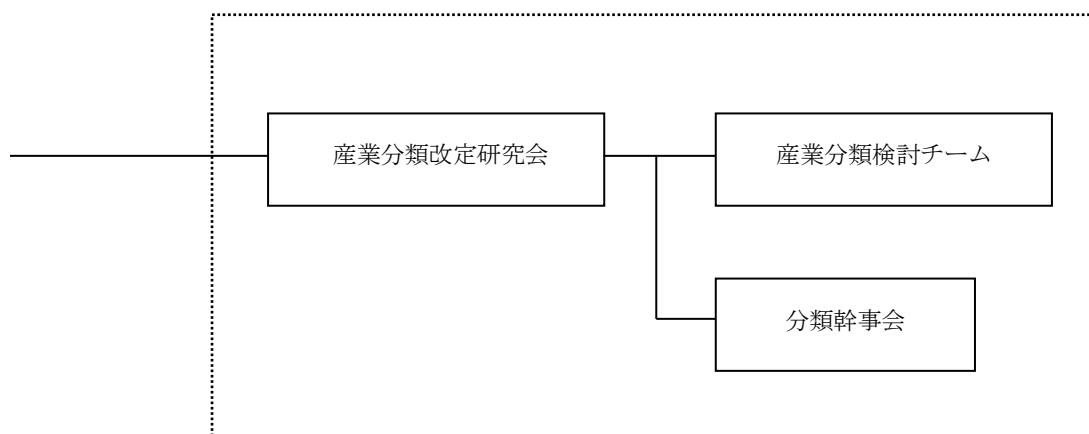
## 2 改定のための体制

統計基準としての日本標準産業分類の改定は、統計法第28条第2項に基づき、総務大臣が、統計委員会に対し諮問を行い、その答申を受けて決定するものであるが、改定案等の検討に当たっては、関係府省等の協力を得るものとし、その体制は次のとおりとする。

名 称	役 割	構 成
産業分類改定研究会	統計基準の設定(標準統計分類関係)に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行う。	関係府省等の担当課長、学識経験者(注)等
産業分類検討チーム	改定原案等に関し、分野別及び全体的に専門的な検討を行い、改定案として取りまとめ、産業分類改定研究会に報告する。	関係府省等の分類担当官、学識経験者(注)等
分 類 幹 事 会	改定案等に関し、関係府省等に共通する事項等の連絡及び調整並びに検討を行う。	関係府省等の分類担当官等

(注) 産業分類改定研究会及び産業分類検討チームにおける学識経験者は、原則、共通とする。

総務省政策統括官  
(統計制度担当)



## 3 スケジュール

改定のスケジュールは、おおむね次のとおりとする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内 容	意見等調査 改定基本方針策定 改定案検討	改定案検討	統計委員会への諮問 統計委員会からの答申 告示

#### 4 改定の基本的方向

改定は、第13回改定以降の産業構造の変化に対応したものとするが、今回改定の主要な視点及び方法は次のとおりとする。

- (1) 第13回改定に関する答申や公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）において指摘されている事項について検討する。
- (2) 生産技術の類似性の観点から既存の分類体系の見直しについて検討する。
- (3) 統計の継続性に配慮しつつ、統計の利用可能性を高めるため、的確な分類項目の設定と概念定義の明確化を行う。
- (4) 小分類以下の項目の改廃の検討に資するため、事業所数、従業者数、生産額、出荷額等を要素とする量的基準を別途定める。
- (5) 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上に努める。
- (6) 用語、英文表記等に関する改定作業方針については別途定める。

## 日本標準産業分類第13回改定に係る統計委員会答申における指摘事項

## 1. 「今後の課題」として指摘されている事項（答申の記3）

## 3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

## (1) 一般原則について

「第3項 分類の基準」において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

## (2) 「無店舗小売業」及び「管理, 補助的経済活動を行う事業所」について

前記「2(3)前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成21年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成24年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているこれらインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

## 2. 上記1以外で個別に課題とされている事項（答申の記2-(4)）

## (4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち「調剤薬局」の属すべき大分類の変更、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 「調剤薬局」については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である。ただし、「薬局」とは「薬剤師が販売又

は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない「調剤薬局」という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

(注) 文章については、便宜上、一部、簡潔な表現等に改めている。